

富山県消費生活センターの相談体制の強化について

富山県消費生活センターでは、県民の消費生活相談の利便性の向上を図るため、次のとおり相談時間の延長等を実施します。

1 相談時間の延長（本所のみ）

毎週火曜日は午後 8 時まで延長して受付します。

【実施時期】平成 21 年 5 月 12 日（火）から

【実施場所】富山県消費生活センター（サンフォルテ 1 階）

TEL：076 - 432 - 9233（消費生活相談）

TEL：076 - 433 - 3252（金融・多重債務相談）

現行 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

（年末年始（12月29日から1月3日まで）、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

2 多重債務専門相談の実施（本所・高岡支所）

毎週木曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午後 1 時から 4 時まで、弁護士又は司法書士による多重債務相談（原則予約制）を実施します。

第 2・第 3・第 4 木曜日：富山県消費生活センター（サンフォルテ 1 階）

TEL：076 - 433 - 3252

第 1・第 5 木曜日：富山県消費生活センター高岡支所（高岡市本丸会館新館 5 階）

TEL：0766 - 25 - 2777

【実施時期】平成 21 年 5 月 7 日（木）から

（問合せ先）

県民生活課消費生活班 堀田、高谷（TEL 076 - 444 - 3129）

富山県消費生活センター 藤森（TEL 076 - 432 - 2949）

参考

魚津市及び南砺市では、平成 21 年 4 月から、新たに、専門の消費生活相談員を配置して消費生活相談を実施していますのでお知らせします。

魚津市 市民課 TEL：0765 - 23 - 1003 配置日：月～木曜

南砺市 住民環境課 TEL：0763 - 23 - 2035 配置日：月～木曜